

庭園についての著作物性を肯定するとともに、庭園に巨大緑化モニュメントである本件工作物を設置することは著作権法20条1項所定の著作者の意に反する改変に該当するとしながらも、同条2項2号を類推適用して同一性保持権の侵害を否定した事例

## —希望の壁事件—

大阪地決平成25年9月6日 平成25年(三)第20003号 (判時2222号93頁)

専修大学ネットワーク情報学部兼任講師・弁理士 中川 浄宗

### ◆事案の概要

債権者Xは、庭園の設計などを業とする造園家であり、Xが自らの計画を実現するために設立した株式会社である訴外Aの代表者である。一方、債務者Yは、建築工事の請負および施工などを目的とする株式会社である。

新梅田シティは、平成5年7月に開業した複合商業施設であり、建物や構造物の底地を除く部分に、緑地、散策路、園風景などで構成された「花野／新・里山」および「中自然の森」と称される2つのまとまりからなる庭園の他、噴水(列柱)、水路(カナル)などの庭園関連施設(以下、これらを総称して「本件庭園」)が配置されている。

Aは、Yから新梅田シティ開発計画の環境デザインに係る基本構想の作成業務を受託して、新梅田シティの建物の敷地以外の部分のデザインに係る設計図を作成した。本件庭園は、この設計図などに基づいて造園されたものである。

新梅田シティ北側部分の庭園は、当初、花が咲き乱れる野原をイメージした施設であった(以下、旧花野)。しかしながら、平成18年7月ごろ、Yは旧花野について、田園地帯にある里山をイメージした一角(以下、新里山)とする改修(以下、平成18年改修)を行っている。

Xは、自らに何らの連絡もなく平成18年改修を行ったことを非難する抗議文をYに対して送付した。もっとも、Xは同抗議文の中で、「旧花野はYの所有であり、改装について、いったん手が離れた設計者にあらかじめ相談しなければならぬ直接的義務はない」との認識も示した。

平成24年10月、Y代表取締役会長は、建築家である訴外Bから「希望の壁」と称する巨大緑化モニュメント(以下、本件工作物)の発案を受けてこれに賛同し、その実現

に向けた作業に着手した。同年12月19日に前記の構想が報道されたため、儀礼上の必要性を感じたYは同月21日、Xに対して説明を行った。この段階では新里山の南側に緑化壁を東西方向に設置するものであったが、Xは「南側ではなく北側ではダメなのか」などの異議を述べている。

Yは、Bと協議するなどして、Xが代替案として示した新里山の北側への設置案や、現在の設置箇所付近である新里山の東側にも南北方向の緑化壁を設置する案を作成して、翌平成25年1月7日にXと再度の協議を行った。

その後、遅くとも同年4月ごろには設置場所を現在の案とする建設計画が立案され、同年6月17日にYが本件工作物の設置を報道発表し、同じころ、Yから工事の委託を受けた訴外Cが同年9月末日を竣工予定として工事を開始した。

本件工作物は、その計画によれば、高さ9.35m、長さ78m、幅2m(プランターや植栽を含めると幅約3m)のコンクリート基礎を有する鋼製構造物であり、前記カナルの西側にほぼ接するように花渦<sup>はなうず</sup>の上空をまたぐ形で、南北方向に設置される。本件工作物は、花渦にかかる部分と通路部分には地面に至る開口部2箇所(高さは前者が3m、後者が6m)を設けるとともに、地面に至らない中空の開口部も5箇所設ける。本件工作物は壁の両面をプランターとステンレスネットで構成し、これにツル性植物や多年草あるいは中低木を植える予定である。なお、本件工作物が設置される土地は、Yが所有または共有する土地である。

本件は、Xが、本件庭園を設計した著作者であると主張して、同一性保持権に基づき、本件庭園内に本件工作物を設置しようとするYに対し、その設置工事の続行の禁止を求める仮の地位を定める仮処分を申し立てた事案である。

本稿では、本件の各争点のうち、以下の①～③について取り上げることにする。

- ① 本件庭園が著作物に当たるか
- ② 本件工作物の設置が著作者の意思に反する改変に当たるか
- ③ 本件工作物の設置が同一性保持権の制限規定に該当するか

## ◆判旨一申立て却下ー

### 1. 争点①について

「本件庭園は、新梅田シティ全体を一つの都市ととらえ、野生の自然の積極的な再現、あるいは水の循環といった施設全体の環境面の構想（コンセプト）を設定した上で、上記構想を旧花野、中自然の森、南端の渦巻き噴水、東側道路沿いのカナル、花渦といった具体的施設の配置とそのデザインにより現実化したものであって、設計者の思想、感情が表現されたものといえるから、その著作物性を認めるのが相当である」

「仮に池、噴水といった個々の構成要素はありふれたものであったとしても、前記構想に基づき、超高層ビルと一体となる形で複合商業施設の一角に自然を再現した本件庭園は、全体としては創造性に富んでいるというべきであり、これをありふれていると評価することは到底できず、Yの主張は採用できない」

### 2. 争点②について

「本件工作物の設置態様は、カナル及び花渦に直接物理的な変更を加えるものではないが、本件工作物が設置されることにより、カナルと新里山とが空間的に遮断される形になり、開放されていた花渦の上方が塞がれることになるのであるから、中自然の森からカナルを通った水が花渦で吸い込まれ、そこから旧花野（新里山）へ循環するという本件庭園の基本構想は、本件工作物の設置場所付近では感得しにくい状態となる。また、本件工作物は、高さ9メートル以上、長さ78メートルの巨大な構造物であり、これを設置することによって、カナル、花渦付近を利用する者のみならず、新里山付近を利用する者にとっても、本件庭園の景観、印象、美的感覚等に相当の変化が生じるものと思われる。そうすると、本件工作物の設置は、本件庭園に対する改変に該当するものというべきである」

### 3. 争点③について

「本件庭園は、来客がその中に立ち入って散策や休憩に利用することが予定されており、その設置の本来の目的は、都心にそのような一角を設けることで、複合商業施設である新梅田シティの美観、魅力度あるいは好感度を高め、最終的には集客につなげる点にあると解されるから、美術としての鑑賞のみを目的とするものではなく、むしろ、実際に利用するものとしての側面が強いといえることができる。

また、本件庭園は、Yほか所有する本件土地に存在するものであるが、本件庭園が著作物であることを理由に、その所有者が、将来にわたって、本件土地を本件庭園以外の用途に使用することができないとすれば、土地所有権は重大な制約を受けることになるし、本件庭園は、複合商業施設である新梅田シティの一部をなすものとして、梅田スカイビル等の建物と一体的に運用されているが、老朽化、市場の動向、経済情勢等の変化に応じ、その改修等を行うことは当然予定されているというべきであり、この場合に本件庭園を改変することができないとすれば、本件土地所有権の行使、あるいは新梅田シティの事業の遂行に対する重大な制約となる。

以上のとおり、本件庭園を著作物と認める場合には、本件土地所有者の権利行使の自由との調整が必要となるが、土地の定着物であるという面、また著作物性が認められる場合があると同時に実用目的での利用が予定される面があるという点で、問題の所在は、建築物における著作物の権利と建築物所有者の利用権を調整する場合に類似するといえることができるから、その点を定める著作権法20条2項2号の規定を、本件の場合に類推適用することは、合理的と解される」

「著作権法は、建築物について同一性保持権が成立する場合であっても、その所有者の経済的利用権との調整の見地から、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変について、特段の条件を付することなく、同一性保持権の侵害とはならない旨を定めているのであり、これが本件庭園の著作者と本件土地所有者の關係に類推されると解する以上、本件工作物の設置によって、本件庭園を改変する行為は、Xの同一性保持権を侵害するものではないといわざるをえない」

「……同号の文言上、……著作物性のある建築物の所有者が、同一性保持権の侵害とならないよう増改築等ができ

るのは、経済的、実用的な観点から必要な範囲の増改築であり、かつ、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変ではない場合に限られるとすることは、建築物所有者の権利に不合理な制約を加えるものであり、相当ではない。

以上によれば、同号の文言に特段の制約がない以上、建築物の所有者は、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えをすることができるのと解されるのであり、その理は、XとYの関係にも類推されるというべきである」

「もっとも、建築物の所有者は建築物の増改築等を行うことができるとしても、一切の改変が無留保に許容されていると解するのは相当でなく、その改変が著作者との関係で信義に反すると認められる特段の事情がある場合はこの限りではないと解する余地がある」

「すなわち、本件庭園は、複合商業施設である新梅田シティと一体をなすものであり、市場動向や流行に従って、その設備を適宜に更新していく必要があることは、Xも理解していたはずであること、Xは、本件庭園の設計当初から、旧花野について、将来新たな建築がされることを予見していたこと、平成18年改修の際も、一定の改変は受忍するともとれる趣旨を述べていること、Yは、本件工作物を設置する場所の検討に当たって、一応、Xの意見を聴取し、一定程度反映させていること、以上の点を指摘することができるのであって、これらを総合すると、本件工作物の設置について、本件庭園の著作者であるXとの関係で、信義に反すると認められる特段の事情があるとまではいえない」

## ◆評釈—結論賛成・理由賛成—

### 1. 本判決の位置づけ

まず、庭園の著作物性を判断した事件としては、傍論ではあるが、東京地決平成15年6月11日「ノグチ・ルーム事件」<sup>\*1</sup>がある。本判決は、同事件とは異なり、建築物とは直接的には関係のない独立した庭園について著作物性の有無を判断した点に先例的な意義がある。

また、建築物ないし工作物の著作物性を判断した事件に、東京地判昭和61年11月28日「耐震擁壁事件」<sup>\*2</sup>、福島地決平成3年9月4日「シノブ設計事件」<sup>\*3</sup>、および大阪高判平成16年9月29日「グルニエ・デザイン事件」<sup>\*4</sup>などがある。

本判決は、上記の各事件とは異なり、庭園の著作物性を認めるにあたり、芸術性などの加重的要件を課する旨の判

示をせずにその著作物性を認めていることから、庭園の著作物性について異なる解釈を示していると考えられる。

次に、建築物ないし工作物の著作物の改変について判断した事件としては、「ノグチ・ルーム事件」がある。本判決は、移築など庭園そのものに手を加えるといった、いわば内的な要因による場合でなくても、庭園に別個の工作物を設置するなど、いわば外的な要因による場合であっても、庭園の改変に該当するとした点に先例的な意義がある。

最後に、著作権法（以下、著作権法については法令名を省略）20条2項2号の適用について判断した事件としても、「ノグチ・ルーム事件」が挙げられる。

同事件は、同号で許容されるのは経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であって、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や必要な範囲を超えた改変が許容されるものではないと判示しているが、本判決はそのような限定的解釈を否定していることから、同号について異なる解釈を示したものと考えられる。

### 2. 争点①について

本件庭園のような建築物とは独立した庭園について、庭園であることを理由にその著作物性を否定する見解はなく、著作物性を肯定し得るとする見解が支配的である<sup>\*5</sup>。

庭園それ自体は、10条1項各号所定の著作物の例示として、少なくとも明示的には列挙されていない。そのため、庭園を建築の著作物の一類型として位置づける見解<sup>\*6</sup>と、庭園を建築の著作物とは別個の著作物として位置づける見解<sup>\*7</sup>の双方がある。前者の見解は、20条2項2号をはじめとする著作権法上の建築の著作物に係る特則は、庭園についても妥当するため、庭園を建築の著作物の一類型として認めるのが適切であるとする。もっとも、後者の見解も、本決定のように、庭園についても著作権法上の建築の著作物に係る特則は類推適用されると述べる。

本決定は、本件庭園について、20条2項2号を類推適用すると判示していることから、庭園について少なくとも建築の著作物には該当せず、10条1項各号には列挙されていない例示外の著作物として捉えているものと考えられる。

ここで、庭園を建築の著作物として位置づけるならば、建築物の著作物性の有無を判断する際に芸術性などの加重的な要件を課する必要があるか否かという従来の議論が問題になる。また、本決定のように庭園を建築の著作物とは

別個<sup>1</sup>の著作物として位置づけるにしても、庭園と建築物は双方とも工作物であること、そして庭園も来園者が休息をとるなどの実用性を備えているという点において共通するところ、この議論を避けて通ることはできないであろう。

まず、建築の著作物に加重的な要件を課する見解として、その建築物が「建築芸術」と評価できる程度の芸術性を備えていることを必要とする見解<sup>8</sup>、美的な観賞の対象になり得るものでなければならないとする見解<sup>9</sup>などがある。

上記のような見解は、建築物をベルヌ条約ないし、わが国の著作権法によって保護することになった歴史的な理由ないし立法時の議論に基づく主張であることが多い。

しかしながら、建築の著作物に加重的な要件を課さない見解は、たとえ歴史的な理由ないし立法時の議論があったとしても、著作権法の規定上、建築の著作物について加重的な要件は課されていないと反論する<sup>10</sup>。具体的には、建築物の著作物性を判断する際に異なる類型である美術の著作物としての著作物性を要件とする必要があるか疑問であること、そして建築の著作物を宮殿などに限定することは住居などとして使用される建築物を前提にその改変を許容する20条2項2号と矛盾することを指摘している<sup>11</sup>。

次に、建築の著作物に加重的な要件を課する見解は、一般住宅のような通常の建築物に係るデザインは、何らかの美観を備えていたとしても、それは実用に供するためのものにすぎず、看者に建築家の個性を伝達することを目的とするものではなく、実際にも看者に建築家の個性の発露として認識ないし感得されることはない<sup>12</sup>と主張する。

しかしながら、建築物が実用性を備えることがその芸術性ないし美術性を排斥することにはならない。すなわち、技術的な作用効果の発揮を狙った結果、それが機能美を兼ね備えるといったこともあり得るところ、実用性と芸術性ないし美術性は十分に両立し得る性質のものである<sup>13</sup>。

このような建築物の実態に鑑みれば、芸術性は多分に主観的かつ不明確な要素であるため、著作物性の有無を判断するのに適当な要素ではないと考えられる<sup>14</sup>。すなわち、著作物性の有無が争われた場合、最終的には裁判所がこれを判断するところ、芸術性の有無を問題にするならば裁判所がこれを判断することになり、そのような問題が果たして司法判断になじむものなのか疑問である<sup>15</sup>。

さらに、建築の著作物に加重的な要件を課する見解には、建築物が実用的なものであるからその構築にはおのずから

制限を受けるものであり、また発明のように累積的な進歩の要素を有することから、建築物について安易に著作権法による保護を<sup>いたす</sup>ると、徒に著作権の侵害を誘発し、後続の建築物の構築に支障が生じることを懸念するものが多い<sup>16</sup>。

しかしながら、建築の著作物に加重的な要件を課さない見解であっても、当然のことながら2条1項1号所定の著作物の要件を満たす必要はあるところ、建築物だからといって直ちにその著作物性を肯定するわけではない<sup>17</sup>。

建築物が実用性を備えるという特性に鑑みてその著作物性の有無を検討すれば、建築物には特定の技術的な作用効果を発揮するために不可避的に採用せざるを得ない表現、あるいは建築家であれば自明のありふれた美的処理を施したにすぎない表現が多いと考えられる。このような表現はおおよそ創作性がないから、それが芸術性ないし美術性を具備しているかどうかにかかわらず、著作物には該当しない。

そうすると、建築の著作物に特に加重的な要件を課さなくても、それが創作性のない表現にすぎなければ、徒に後続の建築物が著作権の侵害になることもない<sup>18</sup>。

逆に、建築の著作物に加重的な要件を課するならば、建築物について著作物性の認められる範囲が不当に狭められてしまい、模倣建築を助長することにもなりかねない<sup>19</sup>。

本判決は、本件庭園に係る著作物性について判断する際に、上記のような建築物の著作物性を判断する際の加重的な要件を用いることなく、2条1項1号所定の一般的な著作物の要件に照らしてその著作物性を肯定している。

庭園は、確かに実用性を備えるものであるが、人の生活に供される住宅などに比べれば、必ずしもその機能性を追求する性質のものではないから、庭園は比較的に制作者の個性の発露、すなわち創作性が認められやすいと思われる。

また、池などの本件庭園を構成する個々の要素が創作性を有さないとしても、そのような個々の要素の取捨選択および選択した要素の配置などによって制作者の個性が発露することは十分にあり得る。以上の理由から、本件庭園が著作物として認められるとした本決定には賛成である。

### 3. 争点②について

同一性保持権は、著作物が思想または感情の創作的な表現、すなわち著作者の人格が具現化した存在であるから、その完全性ないし無傷性を保障するべく認められている権利である。著作者の意思に反して著作物の完全性ないし無

傷性が損なわれれば、著作者自らの著作物に対するこだわりといった主観的な利益が損なわれるとともに、ひいては著作物を通じての著作者に対する社会的な評価といった客観的な利益が損なわれることにもなるためである<sup>\*20</sup>。

本件で問題となった庭園の著作物は、土地上の造作そのものを通じてというよりも、土地上の造作が醸し出す風景といったものを通じて庭園の著作者の思想または感情を看者に伝達しようとすることに主眼があると考えられる。

そうすると、土地上の造作自体に変更を加える内的な要因による場合はもちろん、本件のように土地上の造作はそのままに、本件工作物のような別の要素を付加する外的な要因による場合も庭園の著作物の改変になり得よう。

すなわち、内的な要因にしろ外的な要因にしろ、看者の視覚に照らして従前とは異なった風景を醸し出し、その庭園の著作者の思想または感情の看者への伝達を妨げるのであれば、それは庭園の著作物の完全性ないし無傷性を損なうのであるから、20条1項所定の改変に当たると考えられる<sup>\*21</sup>。以上の理由から、本件工作物の設置が本件庭園に対する改変に該当するとした本決定には賛成である。

もっとも、庭園の著作物は土地と一体不可分であるから、その庭園の所有権との調節が必要である。しかし、仮に庭園の著作物について改変とされる場合を比較的広く認めたとしても、20条2項2号所定の建築物の増築などによる改変として許容される範囲を調節することにより、庭園の所有者にとって酷に過ぎる結果の招来は防ぐことができる。

#### 4. 争点③について

20条2項2号は、上記のとおり建築物が実用目的で制作されるものであり、多大な費用と労力を要する建築物についてこれらを負担した所有者を保護する必要があるため、建築物の所有者の権利と著作者の権利を調整すべく建築物の増改築などに伴う著作物の改変を認めるものである<sup>\*22</sup>。

庭園を建築の著作物の一類型として捉えるならば、その改変について20条2項2号は当然に適用され得る。一方、庭園を建築の著作物とは別個の著作物として捉えたとしても、庭園も上記のような建築の著作物と同様の事情があることから、本決定のように同号を類推適用すべきである。

ここで、20条2項2号により許容される改変を狭く解する見解と広く解する見解がある。

前者の見解には、同号はあくまでも経済的ないし実用的な

見地から当該建築物の公用の増大を図った結果として行われる著作物の改変を許容するという観点から、実的ないし経済的な必要性から求められる建築物の増築などによる改変でなければならないとする見解<sup>\*23</sup>、建築物の増築などに伴う改変の必要性とその改変によって損なわれる著作者の人格的利益の衡量を行い、改変の必要性に照らして相当と認められる範囲内での改変でなければならないとする見解<sup>\*24</sup>、同号は住居たる建物の使用の便に役立つことを主眼として認められており、生活に用いない美的要素の強い建築物に係る同号の適用は制約を受けるとする見解<sup>\*25</sup>がある。

これに対して、後者の見解は、20条2項2号にはその文言上同4号のような「やむを得ない」という文言が含まれていないため、同2号は同4号よりも相対的に低い改変の必要性をもって改変が認められるとする<sup>\*26</sup>。

もっとも、後者の見解に対しては、同4号が「前3号に掲げるもののほか」と規定して「やむを得ないと認められる改変」を許容しているところ、同1号ないし3号は同4号のやむを得ないと認められる改変の例示であることから、建築物の増改築などであるからといって当然に著作物の改変が許容されるわけではないとする見解もある<sup>\*27</sup>。

本決定は、20条2項2号はその文言上、同号により許容される改変を限定していないため、建築物の増改築などによる改変であれば、原則として特に限定されることなく同一性保持権の侵害が否定されるという判断を示している。

本件についていえば、20条2項2号によって許容される改変を本決定のように広く解した場合はもちろん、前述のように狭く解した場合でも、本件工作物の設置は同号によって許容される改変であると考えられる。

なぜならば、本件庭園は複合商業施設に設置されており、開業から20年を経過していれば、来客に「飽きられる」可能性が高い。複合商業施設としての魅力を維持して来客に「飽きられない」ようにしなければ、その価値が漸減してしまう。本件庭園の同一性保持権のために、複合商業施設の所有者にその価値の漸減を甘受させるのは酷である<sup>\*28</sup>。

また、本決定は、「ノグチ・ルーム事件」のような著作者の利益と所有者の利益の比較衡量を経て改変の可否を判断する枠組みを採らずに、その改変が著作者との関係で信義に反すると認められる特段の事情がない限り改変を許容するという、一見すると建築物の所有者が有する利益を優先して改変の可否を判断する枠組みを採用している<sup>\*29</sup>。

しかしながら、本決定は、この特段の事情の有無を判断する際に本件工作物を設置するに至った経緯を詳細に検討し、そのなかで本件工作物の設置がYによる本庭園の恣意的な改変に該当するか否かを実質的に検討している<sup>※30</sup>。

よって、本決定も恣意的な改変を防止して作者者の利益を保護するという観点がかく没却されているわけではない。そうすると、実質的には「ノグチ・ルーム事件」と同様に、Yが本庭園の改変によって獲得する利益とXが本庭園の改変によって喪失する利益の比較衡量を行っているとも考えられる。

したがって、以下の理由から、20条2項2号の適用に係る本決定には賛成である。すなわち、庭園の著作物が化体する土地は一般に代替性がないため、土地の所有者によるその自由な利用を確保すべく、20条2項2号によって許容される改変を広く解することは首肯できる。

一方、同2号によって庭園の改変が無条件に認められるとすれば、庭園の作者者の同一性保持権が無に帰するおそれがあるから、庭園の作者者がその改変によって喪失する人格的利益を考慮する必要もあるのである。

(なかがわ きよむね)

- ※1) 判時1840号106頁
- ※2) LEX/DB文献番号25103802
- ※3) 知的裁集23巻1号228頁
- ※4) LEX/DB文献番号28092570
- ※5) 加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』(著作権情報センター・2013年)123頁、渋谷達紀『著作権法』(中央経済社・2013年)49・69頁、角田政芳・辰巳直彦『知的財産法(第6版)』(有斐閣・2012年)319頁(辰巳)、高林龍『標準著作権法(第2版)』(有斐閣・2013年)53頁、中山信弘『著作権法(第2版)』(有斐閣・2014年)92頁、半田正夫『著作権法概説〔第15版〕』(法学書院・2013年)95頁、伊藤真《判批》「最新判例知財法・小松陽一郎先生還暦記念論文集」(青林書院・2008年)639頁
- ※6) 渋谷・前掲書49頁、伊藤・前掲《判批》639頁
- ※7) 渋谷・前掲書69頁。「ノグチ・ルーム事件」もその可能性を示唆する
- ※8) 加戸・前掲書123頁。「グルニエ・ダイン事件」も同旨
- ※9) 島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』(有斐閣・2009年)45頁(横山)
- ※10) 半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール1』(勁草書房・2009年)784～785頁(松田)
- ※11) 大瀬戸豪志「建築物の著作物性について」甲南法務研究1号66頁、岡邦俊《判批》JCAジャーナル52巻1号52～53頁、三浦正広《判批》発明Vol.101No.9 91～92頁
- ※12) 横山久芳「建築の著作物、店舗デザインの保護」別冊特許No.11 141頁
- ※13) 齊藤博『著作権法(第3版)』(有斐閣・2007年)89頁、作花文雄『詳解著作権法(第4版)』(ぎょうせい・2010年)98頁。阿部浩二「講演録：建築の著作物をめぐる諸問題について」コピーライト467号11～12頁は反対
- ※14) 作花・前掲書98頁
- ※15) 松田政行『著作権法の実務』(経済産業調査会・平成22年)109頁
- ※16) 塩田千恵子《判批》「最新判例知財法・小松陽一郎先生還暦記念論文集」(青林書院・2008年)623頁、日向野「建築設計図書と建築物の著作権—裁判例を中心として—」(慶応の法律学(民事法)慶応義塾創立150年記念法学部論文集)323頁、日向野《判批》判評553号34～35頁、村井麻衣子《判批》ジュリNo.1466 279頁、横山・前掲論文133頁、島並他 前掲書45頁(横山)
- ※17) 山中伸一《判批》別ジュリNo.128 51頁、伊藤・前掲《判批》639頁、大瀬戸・前掲論文70～71頁、角田他 前掲書319頁(辰巳)、半田・前掲書95頁
- ※18) 齊藤・前掲書89頁、松田・前掲書109頁、窪田英一郎「建築物の著作物性」知財管理・Vol.54 No.8 1207頁
- ※19) 大瀬戸・前掲論文70頁、三浦・前掲《判批》93～94頁、高林・前掲書55頁、渋谷・前掲書48頁
- ※20) 加戸・前掲書174頁、齊藤・前掲書152頁、作花・前掲書240頁、島並他・115頁(上野)
- ※21) 生田哲郎・森本晋《判批》発明Vol.111 No.3 43頁、小島立《判批》Law & Technology 64号68頁
- ※22) 中山・前掲書511頁、半田・前掲書95頁、および三浦正広《判批》別ジュリNo.198 169頁
- ※23) 加戸・前掲書179頁、渋谷・前掲書541頁、高林・前掲書224頁、松田・前掲書102頁、半田他編・前掲書786頁(松田)、および前掲「ノグチ・ルーム事件」
- ※24) 才原慶道《判批》(知的財産法政策学研究No.3) 222頁
- ※25) 阿部・前掲講演録16頁
- ※26) 澤田悠紀《判批》ジュリNo.1324 130頁、中山・前掲書512頁
- ※27) 高林・前掲書224～225頁、東京地判平成16年5月31日「X O 醬男と杏仁女事件」(判時1936号140頁)
- ※28) 小島・前掲《判批》70～71頁
- ※29) 村井・前掲《判批》279頁
- ※30) 小島・前掲《判批》70～71頁